和泉市告示第 293 号

入 札 公 告

次のとおり制限付一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年11月6日

和泉市長 辻 宏 康

旧泉北水道企業団施設撤去等工事に係る制限付一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）実施要領

本工事は、入札者の施工能力、工事実績、地域貢献等の価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する制限付一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）の適用工事である。

1 入札に付する事項

(1) 工事名称 旧泉北水道企業団施設撤去等工事
(2) 工事場所 和泉市 王子町 地内
(3) 工 期 令和9年和泉市議会第1回定例会議決日から令和11年1月31日(水)まで
(4) 工事業種 土木一式工事
(5) 工事概要 事務所、配水池、緩速ろ過池（6池）、浄水池、着水井、取水井、大野池ポンプ場、第一貯水池
・構造物取壊し工 一式、建築物解体工 一式、土工 一式、仮設工 一式、付帯工 一式
(6) 設計業務の受託者 株式会社ＮＪＳ大阪総合事務所

2 入札参加資格に関する事項

本入札の申請日時点で、次に掲げる全てに該当し、本工事の入札参加資格を有すると認められた者であること。なお、申請日とは和泉市電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）で参加申請処理を完了した日をいう。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 本市における令和8・9年度の入札参加資格申請を建設工事として資格の認定を受け、次のいずれかの基準を満たしている者
① 和泉市建設工事業者格付要綱（平成18年制定）に基づく令和8・9年度の等級格付けが土木A等級（第1・第2希望業種）の業者であること。
② 入札参加資格申請の希望業種が「土木一式工事」で登録されている業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する経営事項審査結果のうち、「土木一式工事」の総合評定値（P点）が公告日において1,000点以上であること。（令和7年4月7日以降の審査基準日に基づくもので、再審査による経営事項審査を受けた場合は、再審査後の結果通知書によるものとする。）
(3) 本工事に対応する建設業法の許可業種（土木一式）に係る同法第15条に規定する特定建設業の許可を得ていること。

(4)　平成23年4月1日以降に、土木一式工事で請負金額5,000万円以上の元請の完成工事実績（受注形態が共同企業体の場合にあっては、出資比率が30%以上である場合の工事に限る。）があること。

(5)　次に掲げる基準の全てを満たす直接的かつ恒常的な雇用関係にある監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

○監理技術者

①　平成23年4月1日以降に、請負金額4,500万円以上の土木一式工事（受注形態が共同企業体の場合にあっては、出資比率が30%以上である場合の工事に限る。）で、監理技術者、主任技術者又は現場代理人のいずれかとして着工から工事完了まで従事した経験を有する者

②　本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者。ただし、令和8年12月24日（木）時点において他の工事の監理技術者、主任技術者、現場代理人でないこと。本入札の参加申請時点で他の工事に配置中の場合は、配置中の工事が期日までに完了することを証明する書類（契約書の写し等）をあわせて提出すること。この場合において、申請者は期日までに当該工事が完了しないことが明らかとなった場合は速やかに市に報告し、本入札を辞退しなければならない。辞退の申し出がない場合は失格とする。

(6)　和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成17年制定)に基づく指名停止などを、受けていないこと。

(7)　大阪府において、法令違反を理由として、参加停止措置を、受けていないこと。

(8)　和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

(9)　会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る新法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(10)　平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(11)　平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(12)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。

(13)　(12)　に掲げた「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者」とは、次の①から③までのいずれかに該当するものである。

① 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしているもの

② 本工事の設計受託者に発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有されているもの又はその出資の総額の100分の50を超える出資を受けているもの

③ 代表権を有する役員が本工事の設計受託者の代表権を有する役員を兼ねているもの

(14) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 入札参加資格審査申請書の用紙配布

(1) 配布場所　電子入札システムからダウンロード

(2) 配布期間　令和8年11月9日(月)（※）から令和8年11月20日(金)午後5時まで
入札参加資格審査申請書のダウンロード及び請求に関しては、「2入札参加資格に関する事項」に該当するかをよく確認して行うこと。
（※）正午まで

4 入札参加資格審査申請

(1) 入札に参加しようとする者は、所定の期日までに電子入札システムで参加申請処理及び次の書類を郵送（書留又は簡易書留）で提出し、本市の制限付一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）参加資格の審査を受けなければならない。
なお、下記①は電子入札システム及び郵送提出、②～⑦は郵送で提出（電子入札システムでの提出は不要）する必要があることに留意すること。

【電子入札システム及び郵送で提出するもの】

① 和泉市制限付一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）参加資格審査申請書（様式第1号）　※電子入札システムでは、ＰＤＦデータを添付すること

【郵送で提出するもの（電子入札システムでの提出は不要）】

② 元請工事の施工実績調書（様式第2号）及び当該工事の契約書の写し等

③ 配置予定の技術者調書（様式第3号）及び経験工事の契約書の写し等
（監理技術者資格者証等の法令による免許等の写し（表裏）、監理技術者講習修了証の写し及び雇用確認書類）
※配置予定の技術者が参加申請時点で他の工事に配置中の場合は、配置中の工事が期日までに完了することを証明する書類（契約書の写し等）

④ 特定建設業の許可証明書の写し又は特定建設業の許可通知書の写し

⑤ 建設業法に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
（令和7年4月7日以降の審査基準日に基づくもので、再審査による経営事項審査を受けた場合は、再審査後の結果通知書によるものとする。）

⑥ 履行保証（保険）契約先届出書

⑦ 設計図書等の入手申請書

(2) 申請書類は、入札参加資格審査申請期日までに提出先に提出しなければならない。なお申請期間終了後の申請者の都合による提出書類の書き換え、引き換え等は一切認めない。

5 受注可能件数の申告　（※本条は本件入札には適用しない）

(1) 当該案件の入札に参加しようとする者は、申請時に和泉市制限付一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）参加資格審査申請書（様式第1号）により受注可能件数（同日に入札執行する同業種の案件数を上限とする）を申告すること。

(2) 配置予定の技術者調書（様式第3号）に記載する配置予定技術者は、(1)で申告の受注可能件数以上の数とし、受注可能件数×２名を上限とする。

(3) 受注可能件数の申告について、一度申告した受注可能件数の変更は認めない。ただし、他案件落札による技術者不在等により申告した受注可能件数を減らさなければならなくなった場合は、「18 入札書提出期間及び入札（開札）の日時」で定める入札書受付期間最終日までにその旨を書面（任意様式）にて郵送で提出しなければならない（必着）。受注可能件数の変更なく、落札者となった者が契約締結を辞退する場合、「14 入札保証金に関する事項」における違約金等の対象となる。

6 入札参加資格審査申請書の提出期間及び方法

(1) 提出期間　令和８年11月９日(月)から令和８年11月20日(金)
（電子入札システムでの参加申請は、上記受付期間のうち、平日９時から午後５時までとする）

(2) 提出方法　「4 入札参加資格審査申請」(1) に規定の書類については、下記のとおり提出すること。なお、郵送は令和８年11月20日(金)までに必着とすること。
・電子入札システムで提出する書類：①（ＰＤＦデータ）
・郵送（書留又は簡易書留）提出が必要な書類：①～⑦（①は原本）

(3) 書類の提出先　〒594-8501
和泉市府中町二丁目７番５号
和泉市 総務部 契約検査室

7 入札参加資格審査申請書等書類の取扱い

(1) 書類の作成に係る費用は申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

8 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格審査申請の提出書類により審査した結果、入札参加資格を有すると認めた申請者には、電子入札システムより競争参加資格確認通知書を通知する。また、入札参加資格を認めなかった申請者に対しては、その旨の理由を付して通知するものとする。

(2) 入札参加資格審査確認の通知及び入札参加資格を認めなかった申請者に対する通知は、令和８年12月３日(木)に実施する。
なお、当該決定に異議がある者は、令和８年12月７日(月)までに限り、和泉市発注工事に係る苦情処理要領に基づく手続きによりその理由の説明を求めることができる。

9 設計図書等の入手

(1) 入札参加資格申請した者は、設計図書等を入手するものとする。
① 入手期間　令和８年11月９日(月)から令和８年11月20日(金)まで
② 入手場所　本市ホームページ（入札・契約情報（契約検査室）からダウンロード）
※本市ホームページからダウンロードするために必要なパスワードは申請受付後、メールにて送付するものとする。

(2) 設計図書等に関する質問がある場合は、ファックス又はメールを送信すること。

① 受付期間　令和８年12月３日(木)から令和８年12月７日(月)正午まで
② 送信先　和泉市 総務部 契約検査室
③ ファックス番号　0725-45-6161
④ メールアドレス　keiyaku@city.osaka-izumi.lg.jp

(3) (2)の質問に対する回答は、次のとおりとする。
① 回答日時　令和８年12月15日(火) 正午まで
② 公表場所　電子入札システム（発注図書に質疑回答データを追加する）
※公告の日から回答日時までに、市として本入札に関し、留意事項が発生すれば、質疑形式で回答に含め掲載する場合があります。

10 技術提案資料の提出

入札参加資格確認通知書を受けた者が提出すること。

(1) 提出書類

別表１「技術提案資料提出一覧表」に定めるとおり。

※書類作成の際には、別表１「技術提案資料提出一覧表」及び別表２「評価項目及び評価方法」に基づき、記入方法、評価内容、添付書類等に十分注意のうえ作成すること。

(2) 提出部数

各１部

(3) 提出先

〒594-8501
和泉市府中町二丁目７番５号
和泉市 総務部 契約検査室　あて

(4) 提出方法

郵送（書留又は簡易書留）
郵送封筒には、「(工事名称) 技術提案資料在中」と記載し、住所又は所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載すること。

(5) 提出期間

令和８年12月16日（水）から令和８年12月21日（月）（必着）

11 技術提案等が達成されなかったときの対応等

(1) 技術提案書に記載した内容は、契約条件となるため、契約後に提出する施工計画書に記載するとともに、責任を持って確実に履行すること。また、履行状況については、施工中及び施工完了時に受発注者間で確認するものとする。

(2) 技術資料等に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除及び和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱の規定に基づき指名停止措置を講じることができるものとする。

(3) 評価項目が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、受注者は本市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

(4) 前号の場合、受注者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。

12 技術提案に関するその他留意事項

(1) 技術提案資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2)　提出された技術提案資料は、返却しない。
(3)　技術提案資料に虚偽の記載をした者又技術提案資料の提出のなかった者は、当該工事の入札参加資格を取り消し又はその者のした入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消し、その者に対して指名停止等の措置を行う。
(4)　評価対象者となった配置予定技術者を当該工事へ配置すること。配置予定技術者の優先順位の設定有無に関わらず、評価対象者となった者以外の配置は原則認めない。評価対象者の配置が困難となった場合、「18 入札書提出期間及び入札（開札）の日時」で定める入札書受付期間最終日までにその旨を書面（任意様式）にて郵送で提出しなければならない（必着）。

13　入札に参加できない者
(1)　本入札の入札参加資格を有すると認められていない者
(2)　本入札の申請日から入札日までの間に、入札参加資格を満たさなくなった者

14　入札保証金に関する事項
和泉市財務規則（昭和 39 年和泉市規則第 12 号。以下「財務規則」という。）第 90 条により免除。ただし、落札者（落札者の決定を保留された者を含む）が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、財務規則第 95 条の 2 第 2 項の規定により、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴収するものとする。

15　契約条項を示す場所
財務規則、和泉市建設工事前金払取扱規則（昭和 47 年和泉市規則第 17 号）、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱、和泉市契約関係暴力団排除措置要綱、和泉市建設工事特別簡易型総合評価落札方式実施要綱（平成 22 年制定）、和泉市低入札価格調査実施要綱（平成 22 年制定）、和泉市電子入札運用基準、電子入札に係る注意事項一覧、工事概要、工事請負契約書等については、総務部契約検査室において閲覧することができる。（閲覧期間　令和 8 年 11 月 6 日（金）から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで）

16　設計価格、予定価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格
(1)　公表日時　　令和 8 年 11 月 9 日（月）
(2)　公表場所　　電子入札システム

17　入札方法
(1)　本入札は電子入札にて執り行う。
(2)　入札参加者は、和泉市電子入札運用基準、電子入札操作マニュアル、電子入札に係る注意事項一覧を熟読すること。
(3)　契約者決定に当たっては、入札金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札金額とすること。
(4)　入札（開札）回数は、1 回とする。
(5)　入札は、電子入札システムに入札金額・くじ用数値等必要事項を入力し、工事費内訳書（交付書類を参考に作成のこと。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に規定の記載要件を満たすとともに、内訳書の合計額と入札書の金額は同

一とすること。）を添付の上提出すること。

18　入札書受付期間及び入札（開札）日時

(1)　入札書受付期間　　令和８年12月22日(火)午前９時から令和８年12月24日（木）午後５時まで（入札できるのは、上記受付期間のうち、平日９時から午後５時までとする）

(2)　入札（開札）日時　令和８年12月25日（金）　午後１時

19　入札の無効に関する事項

(1) 和泉市電子入札運用基準10－4に記載

(2)「5 受注可能件数の申告」に基づき、落札した件数が受注可能件数に達した時点で、以降の入札は無効とする。（本件入札には適用しない）

(3)「10　技術提案資料の提出」に規定する提出期間内に技術提案資料の提出がなかった者のした入札

20　落札者の決定に関する留意事項

(1)　入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る場合においては、落札者の決定を保留し、低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施するものとする。調査の結果、当該入札価格で契約の内容に適合した履行が可能と判断されたときは、当該入札者を落札者とする。なお、調査を実施した工事の施工にあたっては、監視、監督、検査体制を強化するものとする。

調査にあたって、低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した全ての者は、令和８年12月28日（月）正午までに、別途指定する資料を提出すること。期日までに提出がない場合は失格とする。なお、落札者の決定を保留された者は、令和９年１月12日（火）予定の事情聴取（ヒアリング）に参加すること（時間等の詳細は、別途通知する）。

(2)　調査の結果、当該入札価格で契約の内容に適合した履行が不可能と判断されたときは次順位者に対し（１）を適用する。（和泉市低入札価格調査実施要綱第１２条第３項による）

(3)　落札となるべき評価値の最も高い者が２人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。ただし、抽選により決定した者が、契約日までの間に指名停止等で契約締結ができない場合、他の抽選を行った業者で再度抽選を行い業者決定するものとする。

なお、決定業者に対しては、（１）を適用する。

(4)　市長は、入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認めたときは、落札者の決定を保留することができる。

21　評価値の算定方法

総合評価は、標準点と技術評価項目によって得られる加算点の合計を当該入札参加者の入札価格（消費税及び地方消費税を除いた価格）で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点＋加算点

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000 \text{（小数点第６位以下切捨）}$$

22　技術評価点の配点

入札参加資格を有する者全てに標準点を与え、さらに技術提案資料の内容に応じ、加算点を与える。

なお、標準点を１００点とし、加算点の最高点数は１０点とする。

23　技術評価の基準

加算点は、別表２「評価項目及び評価方法」に基づいて算定した評価点の合計とする。

24　入札結果の公表

入札結果は落札者（保留を含む）についてのみ電話連絡するものとし、他の入札参加者については以下のとおりとする。

(1)　公表日時　令和９年第１回定例会議決日の翌日　正午まで

(2)　公表場所　和泉市電子入札情報公開システム及び契約検査室窓口

25　契約の保証

落札者は、本市との契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1)　契約保証金の納付（現金又は銀行保証の小切手に限る。）

(2)　債務不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行又は、市長が確実と認める金融機関の保証

(3)　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(4)　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補方式に限る。）

なお、上記の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の 10 分の 1 以上とする。

26　契約書の提出等

(1)　落札者は、落札決定の通知を受けた日から７日以内に仮契約を締結するとともに、その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

(2)　本工事の契約成立（工期開始）には、和泉市議会の議決（可決）を要する

(3)　契約の締結までに和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止措置要件に該当した場合、契約は締結しない。

27　仮契約の解除等

次のいずれかに該当する場合は、仮契約を解除する。なお、その決定に際して発注者は落札者（契約予定者）に対して一切の責めを負わないものとする。

(1) 26(1)に基づき仮契約を締結した契約について和泉市議会で否決された場合

(2) 26(1)に基づき仮契約を締結した契約について和泉市議会の議決までの間に和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止措置要件に該当した場合

28　支払条件

(1)　前金払　　あり。年度ごとに出来高予定額（税込）の４割まで（万円止め）
(2)　中間前払金　なし。
(3)　部分払　　あり（令和９年度　１回、令和１０年度　１回）。

29　その他

入札参加者は、設計図書等を熟読し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、建設業法、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）等の関係法令、財務規則、和泉市発注工事に係る苦情処理要領、和泉市建設工事特別簡易型総合評価落札方式実施要綱、和泉市低入札価格調査実施要綱、和泉市電子入札運用基準、電子入札に係る注意事項一覧を遵守し、本市ホームページ（入札・契約情報（契約検査室））総合評価落札方式についてを必ず熟読しておくこと。

30　問合せ先

和泉市府中町二丁目７番５号
和泉市 総務部 契約検査室 工事契約グループ
電話（代表）0725-99-8111(直通)

技術提案資料提出一覧表　　別表1

評価分類	評価項目	評価内容	添付書類等	様式
技術提案資料提出書（表紙）				技術提案資料（様式第1号）
企業の施工能力	元請工事の施工実績	平成23年4月1日以降における土木一式工事の元請の完成工事実績の有無（受注形態が共同企業体の場合、出資比率が30%以上） ※ただし、複数の実績がある場合でも申請は1案件とする	記載した完成工事について、日本建設情報総合センターのコリンズ工事実績情報システムの竣工時カルテの写しを添付。工事名、工期、契約金額、発注機関名及び受注者双方の押印が確認できる契約書（電子契約の場合は、契約書及び契約締結を証明する書類）の写し及び工事概要が確認できる書類の写しでも可 共同企業体での施工実績の場合は、各社の構成比率が確認できるもの（協定書の写し）を添付のこと 民間工事を実績として記載の場合は、実績要件を満たしていることが分かるように記載した施工証明書を添付のこと	技術提案資料（様式第2号）
	ＩＳＯの認証取得	ＩＳＯ９００１又はＩＳＯ１４００１の認証取得	技術提案資料等の提出期限現在で有効なＩＳＯ９００１又はＩＳＯ１４００１の登録証の写し	
	建設キャリアアップシステムの登録	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況	登録状況が確認できる書類を添付 （登録完了時のハガキの写し、又は、建設キャリアアップシステムでの自社情報の画面印刷等）	
配置予定技術者の能力	元請工事の技術者の実績	平成23年4月1日以降における土木一式工事の元請の完成工事実績（受注形態が共同企業体の場合、出資比率が30%以上） ※ただし、複数の実績がある場合でも申請は1案件とする ※着工から工事完了まで従事した実績に限る	記載した完成工事について、日本建設情報総合センターのコリンズ工事実績情報システムの竣工時カルテの写しを添付。工事名、工期、契約金額、発注機関名及び受注者双方の押印が確認できる契約書（電子契約の場合は、契約書及び契約締結を証明する書類）の写し及び工事概要が確認できる書類の写しでも可 共同企業体での施工実績の場合は、各社の構成比率が確認できるもの（協定書の写し）を添付のこと 民間工事を実績として記載の場合は、実績要件を満たしていることが分かるように記載した施工証明書を添付のこと	技術提案資料（様式第3号）

評価分類	評価項目	評価内容	添付書類等	様式
地域精通度・地域貢献度	地理的要件	和泉市内に和泉市登録の本店、支店又は営業所の有無　（申請日現在）	令和８・９年度入札参加資格審査申請において確認する	技術提案資料（様式第４号）
	防災協定	和泉市との防災協定締結の有無（R8.11.6現在）	和泉市との防災協定書の写し	
	和泉市発注の元請工事の施工実績	平成23年４月１日以降における和泉市発注の契約金額4,000万円以上の完成工事の元請実績の有無	記載した完成工事について、日本建設情報総合センターのコリンズ工事実績情報システムの竣工時カルテの写しを添付。工事名、工期、契約金額、発注機関名及び受注者双方の押印が確認できる契約書（電子契約の場合は、契約書及び契約締結を証明する書類）の写し及び工事概要が確認できる書類の写しでも可 共同企業体での施工実績の場合は、各社の構成比率が確認できるもの（協定書の写し）を添付のこと	
	市内業者育成	平成23年４月１日以降の完成工事において、和泉市内に本店、支店又は営業所のいずれかを置く建設業者（建設業を営む者）を一つの工事で500万円以上（複数社の合計でも可）の下請契約の実績の有無	市内業者の下請けの実績が確認できる資料（契約書（電子契約の場合は、契約書及び契約締結を証明する書類）の写し又は発注書の写し） 要件を満たしていることが確認できない場合は、加点しないものとする	
	市内下請の活用（工事のみ）	本工事の一次下請における市内・準市内業者（和泉市内に本店、支店又は営業所のいずれかを置く建設業許可業者）数	工事着手後に、下請負人通知書で、下請数を満たしているかを確認し、竣工時にも下請負人通知書や必要に応じて施工体制台帳等で、最終的な履行確認を行う	

評価項目及び評価方法　　別表　2

評価分類	評価項目	評価内容	評価方法	配点	評価点	
企業の施工能力	元請工事の施工実績	平成23年4月1日以降における土木一式工事の元請の完成工事実績の有無（受注形態が共同企業体の場合、出資比率が30%以上） ※ただし、複数の実績がある場合でも申請は1案件とする	8億4,000万円以上の実績	2．0点		／2．0
			6億3,000万円以上8億4,000万円未満の実績	1．5点		
			4億2,000万円以上6億3,000万円未満の実績	1．0点		
			2億1,000万円以上4億2,000万円未満の実績	0．5点		
			2億1,000万円未満の実績	0．0点		
	ＩＳＯの認証取得	ＩＳＯ９００１又は ＩＳＯ１４００１の認証取得	いずれも取得している	1．0点		／1．0
			いずれかを取得している	0．5点		
			いずれも取得していない	0．0点		
	建設キャリアアップシステムの登録	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況	登録あり	0．5点		／0．5
			登録なし	0．0点		
配置予定技術者の能力	元請工事の技術者の実績	平成23年4月1日以降における土木一式工事の元請の完成工事実績（受注形態が共同企業体の場合、出資比率が30%以上） ※ただし、複数の実績がある場合でも申請は1案件とする ※着工から工事完了まで従事した実績に限る	8億4,000万円以上の実績	2．0点		／2．0
			6億3,000万円以上8億4,000万円未満の実績	1．5点		
			4億2,000万円以上6億3,000万円未満の実績	1．0点		
			2億1,000万円以上4億2,000万円未満の実績	0．5点		
			2億1,000万円未満の実績	0．0点		

評価分類	評価項目	評価内容	評価方法	配点	評価点	
地域精通度・地域貢献度	地理的要件	和泉市内に和泉市登録の本店、支店又は営業所の有無（申請日現在）	和泉市内に和泉市登録の本店あり	1．0点		／1．0
			和泉市内に和泉市登録の支店又は営業所あり	0．5点		
			和泉市内に和泉市登録の本店、支店又は営業所いずれもなし	0．0点		
	防災協定	和泉市との防災協定締結の有無（R8.11.6現在）	締結あり	1．0点		／1．0
			締結なし	0．0点		
	和泉市発注の元請工事の施工実績	平成23年4月1日以降における和泉市発注の契約金額4,000万円以上の完成工事の元請実績の有無	実績あり	0．5点		／0．5
			実績なし	0．0点		
	市内業者育成	平成23年4月1日以降の完成工事において、和泉市内に本店、支店又は営業所のいずれかを置く建設業者（建設業を営む者）を一つの工事で500万円以上（複数者の合計でも可）の下請契約の実績の有無	2工事以上	1．0点		／1．0
			1工事	0．5点		
			実績なし	0．0点		
	市内下請の活用（工事のみ）	本工事の一次下請における市内・準市内業者（和泉市内に本店、支店又は営業所のいずれかを置く建設業許可業者）数	2者以上	1．0点		／1．0
			1者	0．5点		
			0者	0．0点		
合計						10点